



Discussion Materials

略歴シート

名前:長妻 広樹(ながつま ひろき)

生年月日:昭和63年7月2日

出身:千葉県松戸市(現在は台東区浅草橋在住)

経歴:平成23年3月 日本大学法学部法律学科 卒業

平成25年3月 日本大学大学院公法学専攻 卒業

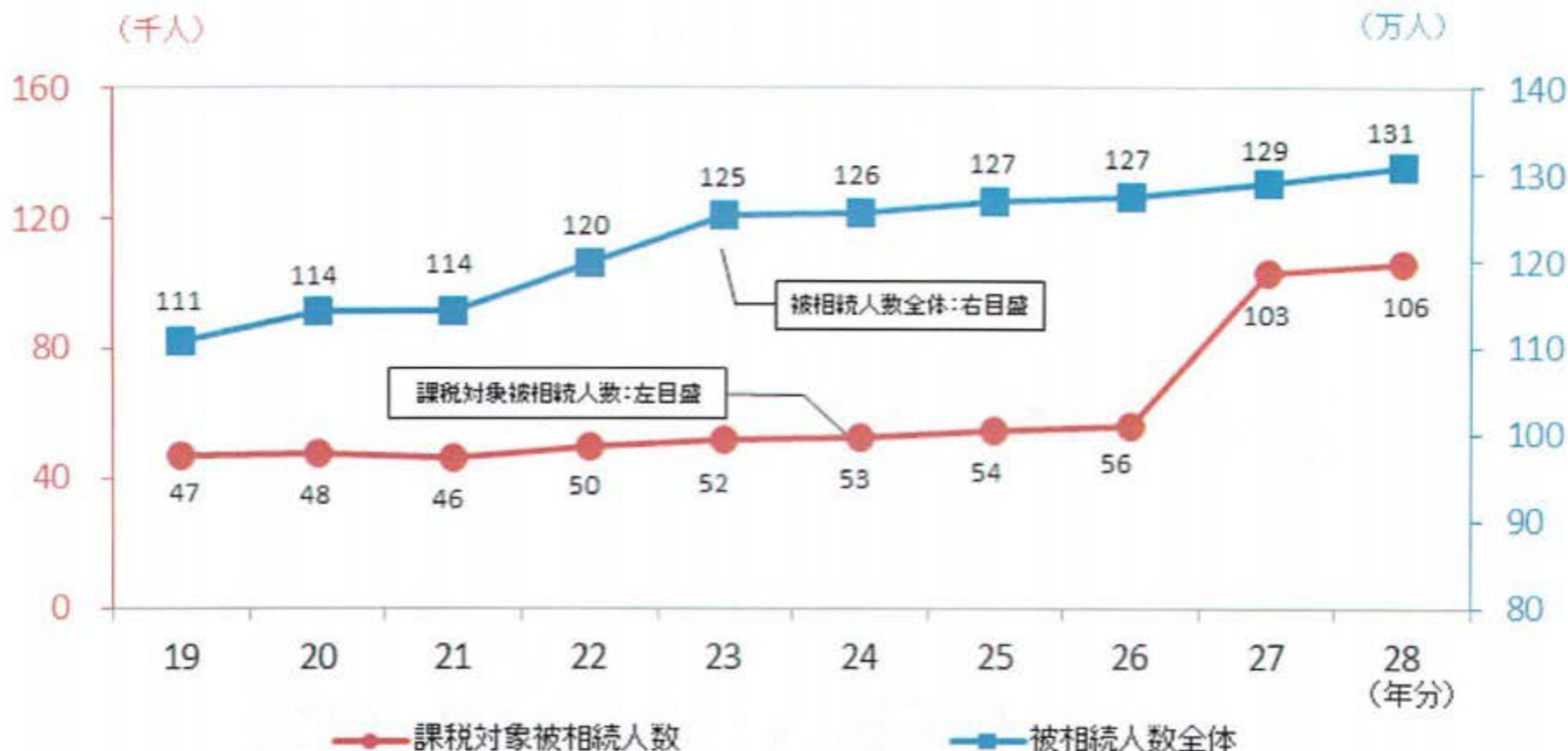
平成25年4月 税理士法人山田&パートナーズ 入社

平成27年11月 Switch税理士事務所 所属

平成28年10月 Switch税理士法人設立

現在 Switch税理士法人をパートナー税理士として共同経営

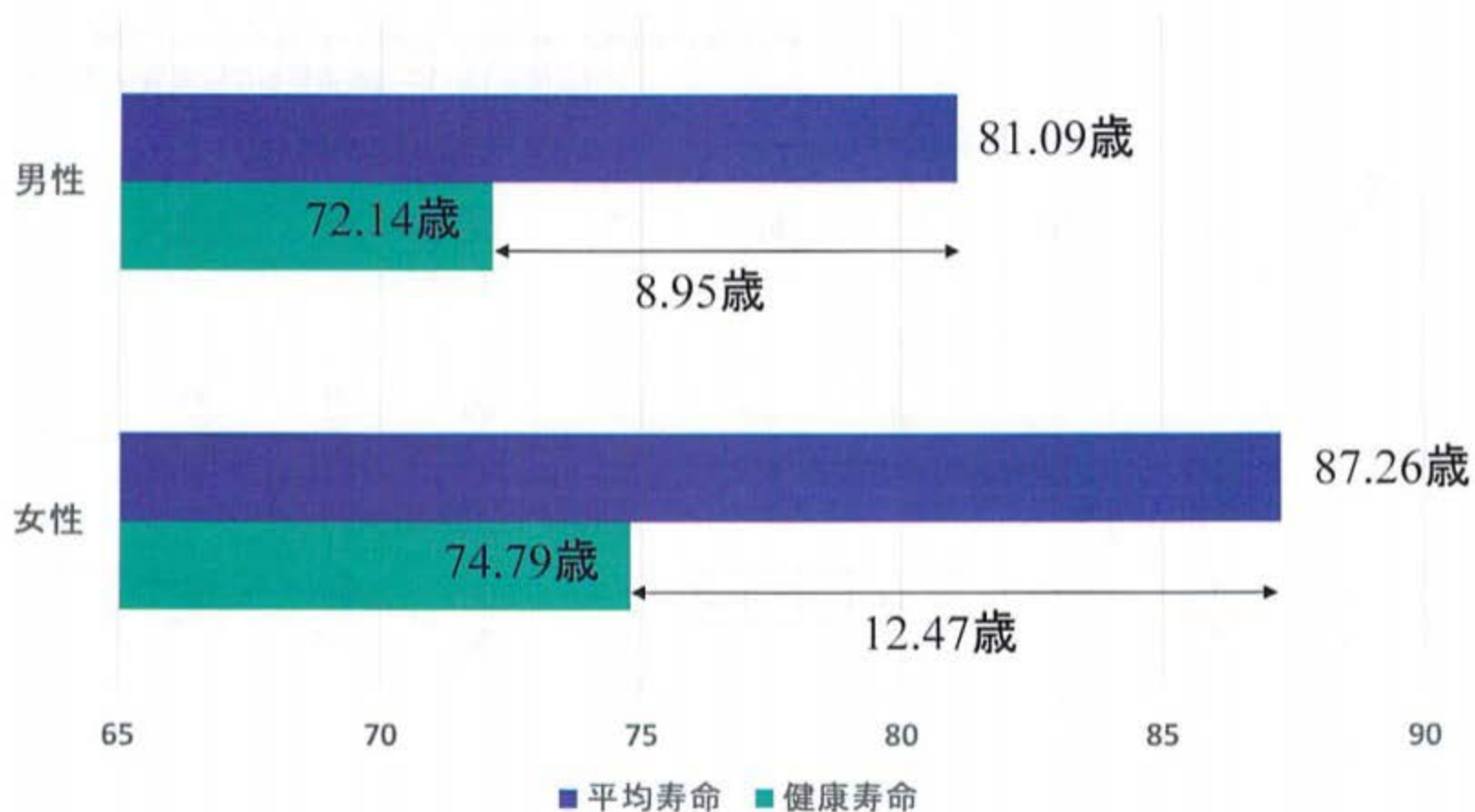
現在の相続税申告状況について



出典: 平成28年分の相続税の申告状況について(国税庁HP)
https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/sozoku_shinkoku/index.htm

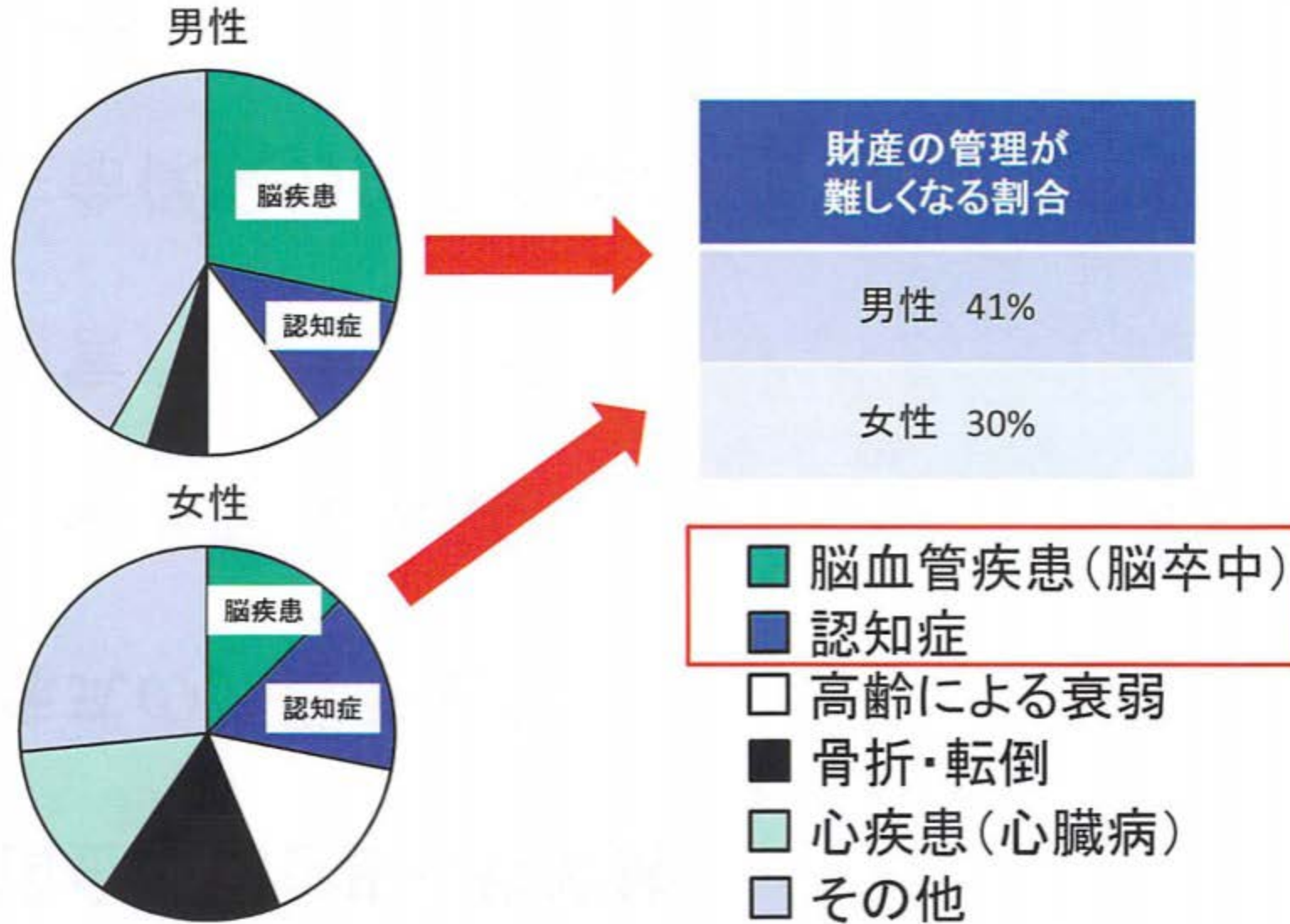
改正前(平成26年12月31日)までは亡くなった方の約4.4%が相続税の申告が必要でしたが、改正後(平成27年1月1日以後)は亡くなられた方の約8%ほどに増加しております。

平均寿命と健康寿命の差



「平均寿命」と「健康寿命」の差は「**不健康な期間**」

近年の相続対策の問題点



- 預金の引き出しや解約
- 株式の売買や処分
- 不動産管理(新築や建替・リフォーム・売買)
- 遺言・任意後見・信託
- 生命保険の加入や解約
- 生前贈与

ご自身の気持ちを大切にす

- ・自分のために決める
- ・自分の想いをカタチにする
- ・家族や大切な人のために決める

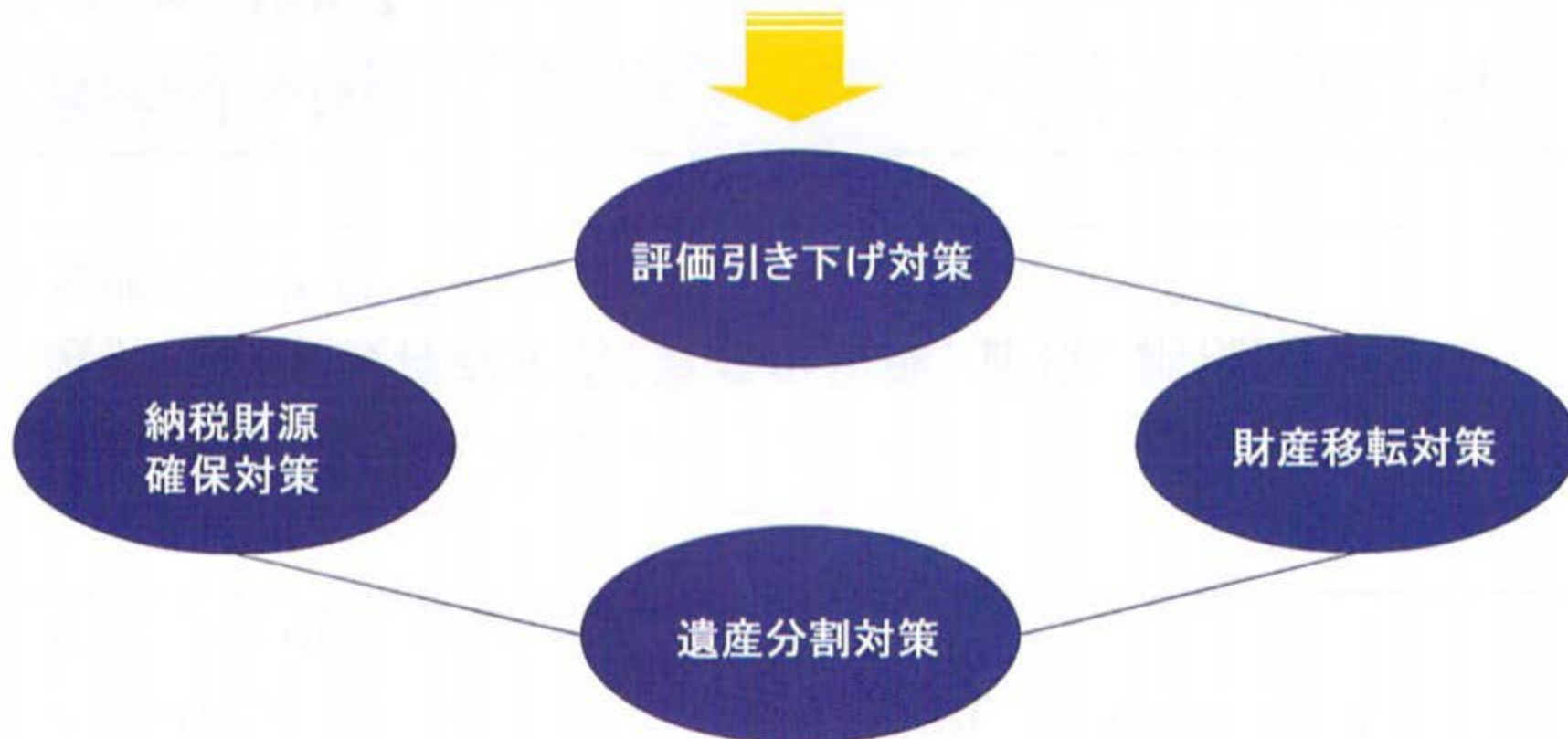
選択肢をご自身で決めない

- ・選択肢は複数存在する(資産の承継、節税、納税方法等)
- ・専門家に相談する

先延ばししない

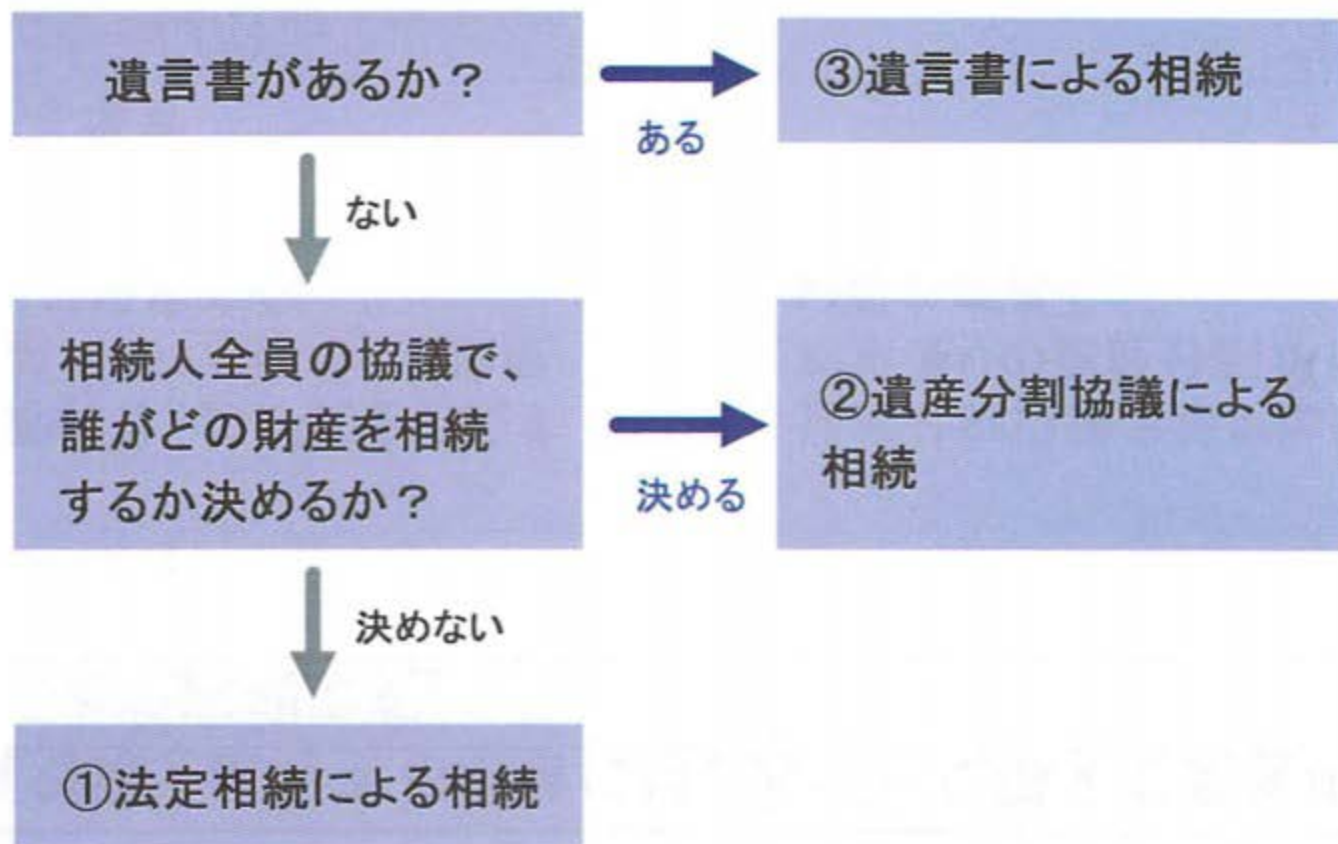
- ・「今」から始める
- ・元気なうちにカタチにしておく(後から変更もできる)

現状分析: 相続財産の把握 評価額の把握 相続税額の把握



4つの対策は相互に関連しますので、バランスよく対策を行うことが必要です。

相続の決め方は大きく分けて3つ



遺産分割対策を実行する場合には、万が一に備えて遺言の作成を検討することが大切です。

■ 遺言がない場合

ご相続の際には、誰が何を相続するかは相続人間の話し合い(遺産分割協議)で決定する。



遺産分割協議次第では遺産分割対策通りの遺産分割が行われな
い恐れがある。

■ 遺言がある場合

ご相続の際の遺産分割は遺言に従う。遺留分を侵害する遺言は有効だが、遺留分減殺請求の可能性あり。



遺産分割がスムーズに進み、遺産分割対策通りの遺産分割が可能となる。

納税財源としては主に①預金、②株式等、③生命保険の3つが考えられます。

- ✓ 納税財源は、将来必要となる資金であるため、財源となる財産は毀損してはならない財産に位置付けられます。
- ✓ 納税財源以外にも趣味や入院費、介護費用など様々な費用が必要となりますし、財産の構成を考慮し、将来に備える必要があります。

①預金

メリット

- 基本的に元本が保証される

デメリット

- 運用益が望めない
- インフレに対応できない

②有価証券

メリット

- 運用益が望める

デメリット

- 毀損リスクがあるため、余剰資金ではなく、納税財源と考える場合は適していない。

③生命保険

メリット

- 保険金については保証されている。
- 運用益が望める

デメリット

- 保険会社が倒産した場合には、保証がされない可能性がある。

【財産移転対策】贈与を行う際の注意点

何を渡すか？

- ・将来価値が上がるか又は変わらない財産はなるべく贈与
- ・収益を生む財産は早めに贈与

誰に渡すか？

- ・世代飛ばし効果
- ・コツコツ長期間にわたって贈与

どうやって渡すか？

- ・贈与できる年数や贈与税率、相続税率を考慮
- ・贈与の証拠と財産の管理

【財産移転対策】贈与のコツ

相続税税額表

基礎控除後の法定相続分		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	0
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円



贈与税税額表(特例贈与)

基礎控除後の金額		税率	控除額
	200万円以下	10%	0
200万円超	400万円以下	15%	10万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超		55%	640万円

「**贈与税負担率**」が「**相続税負担率**」を超えない範囲内で贈与額を決定します。

※ 相続税負担率・・・相続財産総額に応じて10%～55%



まず相続税の試算を行って、全体感を把握するのが重要です。

暦年贈与の活用と留意点

- 相続税の適用税率よりも低い税率で贈与すれば、少ない税負担で次世代へ移転させることが可能になります。
- 相続税の適用税率以上で移転する場合には、生前贈与の節税効果が得られないこととなります。

【財産移転対策】 生前贈与の注意点

贈与を受ける方は相続人以外もOKです。
(例: 子供の配偶者、孫等)

※相続人への死亡前3年内の贈与は、相続税法上、相続財産への持ち戻しの対象となるため注意が必要(高齢者については対象者を要検討)



【評価引下げ対策】賃貸物件の購入

【前提条件】

- 10,000万円で、不動産(建物4,000万円+土地6,000万円)を購入した場合の相続税の軽減効果
- 相続税の(限界)税率を30%と仮定します。



- (※1) 路線価は時価の80%、借地権割合は70%と仮定しています。
 (※2) 建物の固定資産税評価額は、建物価額の70%と仮定しています。
 (※3) 小規模宅地等の評価減は考慮していません。

① 資産の圧縮効果

現金10,000万円を元に不動産を購入
 不動産評価額 5,752万円

▲ 4,248万円の評価減

② 納税額の減少

評価額減4,248万円 × (限界)税率40% = 1,699万円

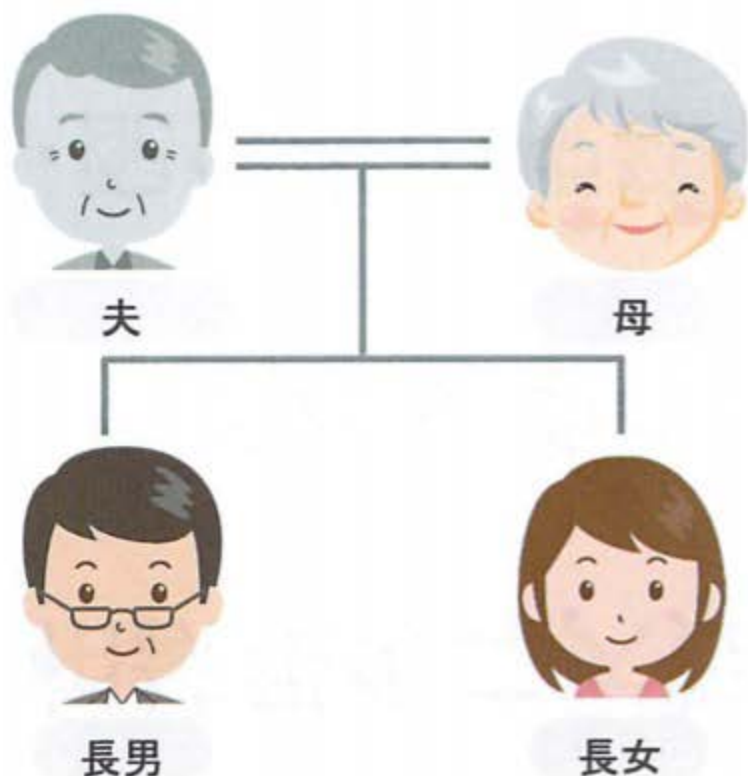
▲ 約1,699万円の納税額の減少

- 共有名義である
- 亡くなった方の名義の不動産がある
- 入居率が低くかったり古いアパート・マンションがある
- 親が既に亡くなっていて、子供のいない夫婦である
- 過去に離婚経験がある
- 配偶者・子・兄弟姉妹で仲が悪い
- 購入した際の売買契約書がない

【評価引下げ対策】生命保険金の非課税枠

生命保険の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

【具体例】



契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人
夫	夫	妻又は子供

上記の契約形態で1,500万円の保険金を受け取った場合

生命保険金 1,500万円

非課税枠 Δ 1,500万円

差引 0円

1,500万円の生命保険金を取得しても、
生命保険金に対する課税はありません。

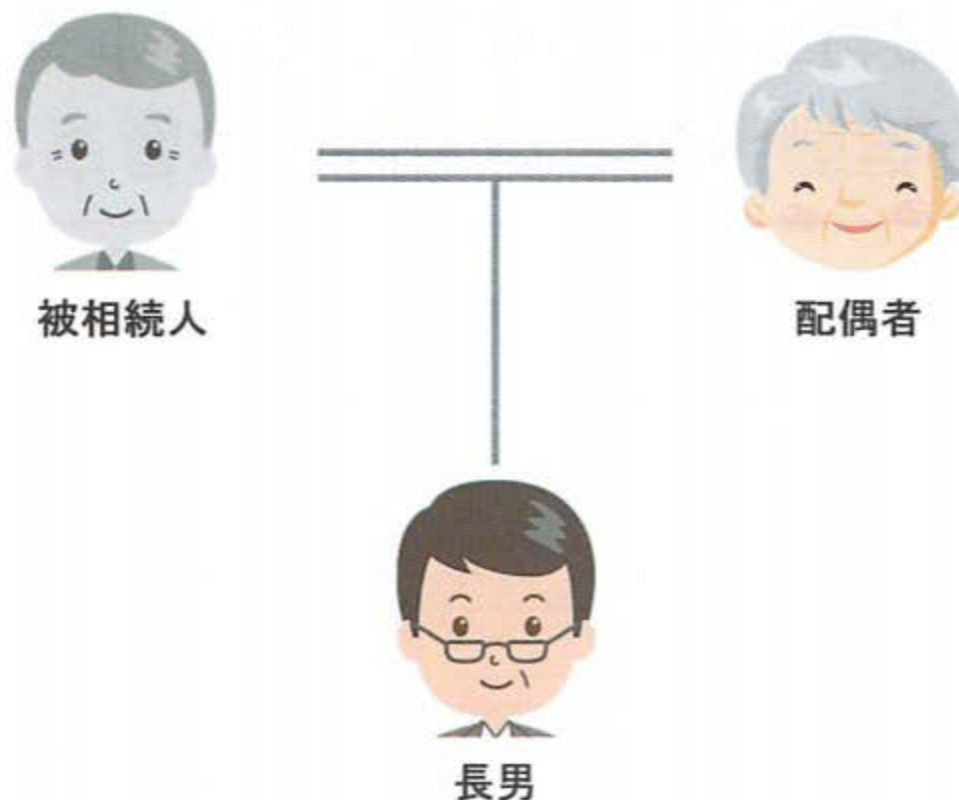
相続税の二大控除

- ・小規模宅地の特例（不動産の評価）
- ・配偶者の税額軽減（一次相続限定）



安易な配偶者の税額軽減に注意

【具体例】



相続財産は120,000千円、内訳は不動産が約70,000千円、
金融資産が60,000千円
母の固有の財産は43,000千円

配偶者の税額軽減の注意点

1次相続の課税価格	120,000 千円
母の固有財産	43,000 千円

I 総括表

(単位:千円)

母の相続割合	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
母の取得財産	0	12,000	24,000	36,000	48,000	60,000	72,000	84,000	96,000	108,000	120,000
子の取得財産	120,000	108,000	96,000	84,000	72,000	60,000	48,000	36,000	24,000	12,000	0
1次相続税額	11,600	10,440	9,280	8,120	6,960	5,800	4,640	3,480	2,320	1,160	0
2次相続の課税価格	43,000	55,000	67,000	79,000	91,000	103,000	115,000	127,000	139,000	151,000	163,000
2次相続税額	700	2,350	4,200	6,600	9,500	13,100	16,700	20,300	24,200	29,000	33,800
1次・2次相続税額合計	12,300	12,790	13,480	14,720	16,460	18,900	21,340	23,780	26,520	30,160	33,800

↑ 税額最少

配偶者への安易な分割は将来の相続税が増加する可能性があります。(具体例のケースでは2,150万円)

相続対策危険度 チェック表(相続全般)

- 親の面倒を「見ている子ども」と「見ていない子ども」がいる
 - 分けることが難しい不動産や株式がある
 - 家族名義で貯めているお金がある
 - 財産に不動産が多い
 - なかなか入居者が決まらない古いアパートがある
 - 誰も使っていない不動産がある
 - 会社を継ぐ人が決まっていない
 - 相続税がかかるのかまったくわからない
-

お医者様が内科の先生や外科の先生などにわかれるように税理士も会社の申告が得意な税理士・個人の所得税が得意な税理士・相続税が得意な税理士などにわかれます。

相続税が得意な税理士でいうと

前ページで紹介させて頂いた年間の相続税申告件数は約10万6,000件でした。

今時点の税理士登録者数は何名かということ

全国で約7万7,000人です。(H30年10月末時点)

相続税の申告件数で言うと年間税理士一人当たり1.3件となります。

相続税申告を行っている税理士は意外と少ないです。

相続税の還付の可能性がある方

- ① 相続が発生してから5年10か月以内の方
- ② 複数の土地を相続された方

- 500m²以上の大きな土地を相続された方
 - 形がいびつになっている不整形地
 - 賃貸アパートや貸家の土地
 - 実際の土地の面積が登記簿と異なる土地
 - 道路に接していない土地
 - 高圧線が通っている土地
-

相続税の還付申告後おこなえる可能性のある方

- ・相続開始から5年10か月以内
- ・複数の土地を相続された方

相続税還付のチェックについて

- ・まずは税務署に提出された相続税申告書のみでチェック可能

ご自身の気持ちを大切にする

- ・自分のために決める
- ・自分の想いをカタチにする
- ・家族や大切な人のために決める

選択肢をご自身で決めない

- ・選択肢は複数存在する(資産の承継、節税、納税方法等)
- ・専門家に相談する

先延ばししない

- ・「今」から始める
- ・元気なうちにカタチにしておく(後から変更もできる)

相続税試算業務のご案内

項目	備考
家族構成について	推定相続人様を把握するためにお教えてください。
現金・預貯金について	メモ書き等で構いません。
土地・家屋について	市役所から毎年送付される「 固定資産税納税通知書 」をご用意ください。
株式等の金融資産について	メモ書き等で構いません。
死亡保険について	メモ書き等で構いません。
その他の保険について	メモ書き等で構いません。
債務について	お借入などがある場合にはお教えてください。

- ✓ 上記資料と情報に基づき、概算の相続税を算定致します。
- ✓ 算定した概算相続税やご所有の財産に応じた提案を無料で行わせて頂きます。
- ✓ 提案させて頂いた対策の実行を当事務所に依頼して頂いた場合には、対策に応じた報酬を頂戴致します。

過去に税務署に申告された申告書一式のコピーを頂ければと思います。